

Q : 6 『割引券』についての景品規制

当社企画実施の沖縄ツアー参加者全員に各種「割引券」をつける予定ですが、「割引券」は割引等の条件により「値引き」となり景品類に当たらない場合があると聞きました。自社にのみ利用できる割引券、他社にのみ利用できる割引券、自社及び他社に利用できる割引券等があるとのことですが、それらと「値引き」（景品に当たらない）との相関関係を教えてください。

A :

「割引券」の割引等の条件により以下の6つのパターンがありますので「割引券」のそれぞれの条件により適切に提供してください。

- | | |
|--------------------------|---------------------------|
| ①自社のみに利用できるもの | <u>値引きに該当し、景品規制を受けない</u> |
| ②他社のみに利用できるもの | 景品に該当 |
| ③特定の商品等とだけ引換えることができるもの | 景品に該当 |
| ④自社・他社共に利用でき同額の割引額のもの | <u>景品に該当するが、景品規制を受けない</u> |
| ⑤自社・他社共に利用でき他社の割引額が大きいもの | 景品に該当 |
| ⑥自社・他社共に利用でき同率の割引があるもの | 景品に該当 |

ご質問のケースにおいて、景品規制を受けないようにするためには、上記④の方法で提供する必要があります。

【規約第2条第3項関係】

【運用基準3】

【運用基準9（4）】

※ 受託販売している旅行については、委託会社に断りなく値引きをすることは、受託販売契約上の問題が発生する恐れがありますので、委託会社と締結している募集型企画旅行取扱委託契約の内容をチェックしてください。